

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	住民基本台帳事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

舟橋村は、住民基本台帳事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

舟橋村長

## 公表日

平成27年3月24日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳事務
②事務の概要	<p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法に基づき、住民の居住関係の公証を行うために、住民基本台帳を整備している。また、住民基本台帳に記載された事項については、住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用する。</li> </ul> <p>【事務処理の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 転入、転出、出生、死亡等の届出等に基づき、氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、個人番号等を住民票に記載</li> <li>② 出生等により新たに付番された住民票コードや個人番号の本人への通知</li> <li>③ 住民票の写し、記載事項証明書などの各種証明書の交付</li> <li>④ 住民票の記載等のための市町村長間の通知(住基ネット)</li> <li>⑤ 住民票の記載事項を宛名システムを介して庁内連携し、住民に関する市町村事務の処理の基礎として利用</li> </ul>
③システムの名称	住民記録システム 住民基本台帳ネットワークシステム(CS部分) 宛名管理システム 団体内統合宛名(連携)システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住民基本台帳特定個人情報ファイル 本人確認情報ファイル 送付先情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第7条(指定及び通知)</li> <li>・第16条(本人確認の措置)</li> <li>・第17条(個人番号カードの交付等)</li> </ul> 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条(住民基本台帳の備付け)</li> <li>・第6条(住民基本台帳の作成)</li> <li>・第7条(住民票の記載事項)</li> <li>・第8条(住民票の記載等)</li> <li>・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)</li> <li>・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置)</li> <li>・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例)</li> <li>・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等)</li> <li>・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> <li>・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二</li> </ul> <p>[別表第二における情報提供の根拠]            (1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 21, 23, 27, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 66, 67, 70, 77, 80, 84, 89, 91, 92, 94, 96, 101, 102, 103, 105, 106, 108, 111, 112, 113, 114, 116, 117, 120の項)</p> <p>[別表第二における情報照会の根拠]            なし</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	生活環境課
②所属長	課長 古越 邦男
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	舟橋村総務課 情報公開・個人情報保護担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒930-0295 富山県中新川郡舟橋村佛生寺55番地 電話番号:076-464-1121 ファックス番号:076-464-1066 E-mail info@vill.funahashi.lg.jp

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

